

令和8年度 政治資金監査に関する研修（登録時研修）について

1 研修の対象者

政治資金規正法第19条の18第1項の規定による登録政治資金監査人のうち、同法第19条の27第1項に規定する研修（登録時研修）を修了していない者

【注意】

- 政治資金規正法の規定により、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うためには、この研修を修了しなければなりません。
- この研修を修了していない登録政治資金監査人におかれては、研修を受講していただきますようお願いいたします。
- 各士業団体が実施する政治資金監査制度に関する研修等は、この研修とは異なるので注意してください。

2 受講方式及び日程

- 集合研修：政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。詳細は別紙1のとおり。
- 個別研修：政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。詳細は別紙2のとおり。
- リモート研修：政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。詳細は別紙3-1のとおり。

3 研修内容

登録政治資金監査人として必要な専門的知識（「政治資金規正法の概要等」、「政治資金監査マニュアルの説明」）

4 研修手数料

6千円（別途収入印紙で納付していただきます。）

5 申込の方法

右の研修申込用QRコードを読み込み、申込フォームに必要事項（氏名、登録番号、受講希望日時等）を記入し、送信してください。詳細について、別紙4をご確認ください。

申込フォームは研修の受講方式により異なりますので、お間違えないようお申し込みください。



[研修申込画面はこちら](#)

※インターネットによる申込が難しい場合は、当委員会ホームページに掲載の「政治資金監査に関する研修事前申込書」に必要事項を記入の上、申込期限までに、当委員会事務局宛てに電子メールでお申し込みください。

※研修単位等の認定に必要な情報の土業団体への提供については、別紙5をご確認ください。

[問い合わせ先]

総務省 政治資金適正化委員会

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

TEL：03-5253-5598（直通）

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）内「政治資金適正化委員会」で検索してください。